

## 答 申

### 1 審査会の結論

「児童福祉審議会における被措置児童等虐待届出制度の通告に関する情報が記載されている文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成26年12月25日付けで不存在を理由として行った公文書不開示決定は、これを取り消し、改めて対象文書の特定を行い開示等の決定をすべきである。

### 2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成26年11月1日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、本件開示請求を行った。
- (2) これに対し実施機関は、条例第15条第2項の規定により期間を延長した上で、開示請求に係る公文書を保有していないとして、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年12月25日付けで申立人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、平成27年1月5日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年3月23日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成27年6月2日に申立人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成27年9月9日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成28年1月19日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しと開示を求める。また、開示しない理由には、公文書を保有していないという根拠が存在せず不十分であるため、合理的な説明を求める。

#### (2) 異議申立ての理由

ア 開示しない理由には「開示請求に係る公文書を保有していないため」とあるが、以下のとおり実施機関が保有していることは明らかであるため、開示を求める。

イ 埼玉県公式サイトにある「被措置児童等虐待の防止について」というページには、「被措置児童等虐待の防止」として以下の記載がある。「児童福祉法（昭和22年法第164号。以下「法」という。）の一部改正により、平成21年4月から、被措置児童等虐待の防止等の枠組みが制度化されました。これにより、被措置児童等虐待を発見した者に通告義務が課せられ、通告等を受けた県は事実確認や必要な措置等を行うとともに、県のとった対応について児童福祉審議会に報告すること及び定期的に被措置児童等虐待の状況を公表することが義務づけられました。」

ウ 同ページの「被措置児童等虐待の通告受理機関」にも以下の記載がある。「被措置児童等虐待の通告等の受理機関」は次のとおりである。「県子ども安全課・児童福祉審議会児童養護部会（事務局）」

エ 同ページの「平成25年度被措置児童等虐待事案の状況について」にも以下の記載がある。「県では、通告・届出受理案件すべてについて関係施設等を訪問し、施設職員等及び児童からの聞き取り調査により事実確認を実施。調査結果を児童福祉審議会児童養護部会に報告し、同審議会の意見を踏まえ、1件について虐待該当と判断し、施設等に対して再発防止対策の徹底を指導しました。」

オ これまで述べたとおり、開示請求に係る公文書が存在することは明らかである

ため、開示請求を求める。

カ もし、実施機関が公文書を保有していないと主張するならば、法律で義務付けられた県からの報告書等に関する取扱いに問題があり、被措置児童等虐待に対する児童福祉審議会の存在に疑問を持たざるを得ないため、当該文書を保有していない合理的な説明を求める。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、県こども安全課・児童福祉審議会児童養護部会（以下「児童養護部会」という。）に対してなされた被措置児童等虐待に係る通告及び届出（以下「通告等」という。）の記録であると解される。

(2) 本件処分の理由について

本件開示請求に係る対象文書を保有していないため全部不開示とした。以下の理由から、異議申立人の主張は失当である。

ア 県が児童福祉審議会に報告すべき事項には通告等の記録は含まれない。

イ 児童養護部会に係る公文書の保存期間内において、児童養護部会に対して被措置児童等虐待に係る通告等がなされた記録はない。

ウ 県が、平成25年度に受理した被措置児童等虐待の通告等について、児童養護部会に報告したのは調査結果であり、通告等の記録ではない。したがって、本件異議申立てのうち「不当な不開示の取り消しと開示」を求める部分については理由がなく、棄却することが妥当である。

また、行政不服審査法第47条第3項の定め方からすれば、処分（事実行為を除く。）に対する異議申立てにおいて異議申立人が求めることができるのは、処分の全部若しくは一部の取消又は変更であり、処分庁による理由説明の義務付けを求めることはできない。したがって、本件異議申立てのうち「合理的な説明」

を求める部分については不適法な申立てであり、却下することが妥当である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件開示請求について

申立人は、児童福祉審議会における被措置児童等虐待届出制度の通告に関する情報が記載されている文書を開示請求したものである。

### (2) 本件処分について

実施機関は、本件処分において、開示請求に係る公文書を保有していないとして、公文書不開示決定をした。

そこで、当審査会は、本件処分の妥当性について検討する。

### (3) 通告等の制度について

法第33条の12第1項は、「被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三條の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。」と規定している。

また、法第33条の12第3項は、「被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。」と規定している。

法第33条の14第1項は、「都道府県は、第三十三條の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三項若しくは次条第一項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。」と規定している。

法第33条の14第2項は、「都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。」と規定している。

さらに、法第33条の15第2項は、「都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。」と規定している。

#### (4) 本件処分の妥当性について

実施機関は、対象文書を被措置児童等虐待に係る通告等の記録とし、児童福祉審議会に対して法第33条の12第1項及び第3項に基づく通告等がなかったと主張する。

これに対し申立人は、児童福祉審議会における被措置児童等虐待届出制度の通告に関する情報が記載されている文書が存在するはずであると主張する。

当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関が児童福祉審議会に報告した文書が存在するとのことであった。

そのため、当審査会において当該文書の一部を見分したところ、被措置児童等虐待の通告等に関して実施機関が行った報告であり、通告に関する情報も含まれていることを確認した。

したがって、実施機関は、本件処分を取り消し、改めて本件開示請求の対象文書を特定し、開示等の決定を行うべきである。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

市川 直子、徳本 広孝、三角 元子

審議の経過

年 月 日	内 容
平成27年 3月23日	諮問を受ける（諮問第272号）
平成27年 3月23日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成27年 6月 2日	申立人から意見書を受理
平成27年 9月 9日	実施機関から説明及び審議（第三部会第105回審査会）
平成27年10月 6日	審議（第三部会第106回審査会）
平成28年 1月19日	申立人から意見陳述聴取及び審議（第三部会第109回審査会）
平成28年 2月16日	審議（第三部会第110回審査会）
平成28年 3月16日	審議（第三部会第111回審査会）
平成28年 3月24日	答申